

改正

令和5年3月27日訓令甲第16号

令和5年8月31日訓令甲第33号

令和7年3月28日訓令甲第30号

女川町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女川町（以下「町」という。）へ移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町へ移住する者に対し、予算の範囲内において女川町移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び女川町補助金等交付規則（平成8年女川町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 永住者等 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者をいう。
- (2) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者をいう。
- (3) 関係人口 次のアの要件のいずれかに該当し、かつ、イの要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 交付対象者の要件

- (ア) 町に対し、2年以上にわたりふるさと納税等による寄附を行ったことがあること。
- (イ) 本籍が町にあること又は本籍が町にある者が世帯に含まれていること。
- (ウ) 町内に3親等以内の親族が居住していること。
- (エ) 町が実施する移住・定住促進、関係人口創出・拡大関連事業に参加したことがあること。

(オ) 町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の行事やイベントに継続的に参加していること。

(カ) 町内に居住した経験があること。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 家業に就業する者

(ウ) 石巻圏域（石巻市、東松島市及び女川町をいう。）に本社、本店、支社、支店、事務所、店舗等を置く事業者に就業した者

(エ) 町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)の要件に該当すること。

(2) 令和7年4月1日以降に町に転入し、支援金の交付申請時において町内に住所を有すること。

(3) 支援金の交付申請時において、町に転入後1年以内であること。

(4) 支援金の交付申請日から5年以上継続して町内に居住する意思を有すること。

(5) 女川町暴力団排除条例（平成25年女川町条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等その他の反社会的勢力又はその反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者等又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 県実施要領第5の1(1)②、③、④及び⑤のいずれかの要件に該当すること。

(8) 世帯で移住した場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(エ)の要件に該当すること。

(9) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(オ)の要件に該当すること。

(10) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金の交付を受けていないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び町が認める場合を除く。

(11) その他町長が支援金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 世帯での移住の場合 100万円
- (2) 単身での移住の場合 60万円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算 18歳未満の世帯員1人につき100万円
(支援金の交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、女川町移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 移住元の住民票の除票の写し（世帯での移住の場合は、世帯全員を確認できるもの）
- (3) 女川町移住支援金に係る誓約書（様式第2号）
- (4) 申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していたときは、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）
- (5) 申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主のときは、開業届出済証明書等（移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類）
- (6) 申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を移住元としての対象期間に算入するときは、卒業証明書等（在学期間、卒業校が確認できる書類）、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）
- (7) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合であって、転入時点において当該世帯員が胎児であった場合は、母子健康手帳の写し
- (8) 就職を要件として申請する者は、女川町移住支援金に係る就業証明書（様式第3号）
- (9) テレワークを要件として申請する者は、女川町移住支援金に係る就業証明書（テレワーク用）（様式第4号）又は女川町移住支援金に係る就業証明書（テレワーク：個人事業主・フリーランス用）（様式第5号）
- (10) 関係人口を要件として申請する者は、女川町移住支援金に係る関係人口確認書（様式第6号）
- (11) 起業を要件として申請する者は、宮城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定通知書の写し

(12) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、女川町移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 規則第12条の規定による実績報告及び規則第13条の規定による支援金の額の確定については、前項の規定による審査及び交付決定によりなされたものとみなす。

(支援金の請求)

第7条 前条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者は、支援金の振込先の預金通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添えて、速やかに女川町移住支援金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

(支援金の返還)

第8条 町長は、第6条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、町長は交付決定者に対して、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、支援金の全額の返還を、第5号に該当するときは、支援金の半額の返還を、女川町移住支援金返還通知書（様式第9号）により命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の申請日から3年未満に宮城県外の市区町村に転出したとき。
- (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 宮城県から交付された起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 支援金の交付日から3年以上5年以内に宮城県外の市区町村に転出したとき。

2 前項に規定する通知書の送付を受けた者は、町が指定する期日までに支援金を返還しなければならない。

(支援金の返還の免除)

第9条 町長は、前条第1項の規定により支援金の全部又は一部の返還を命じた場合において、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した支援金の返還を免除することができる。

- (1) 就業先の企業等が倒産したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由があると町長が認めるとき。

(住所変更の届出)

第10条 支援金の交付を受けた者（以下「交付者」という。）が支援金の申請日から5年以内に宮城県内の他の市町村へ転出するときは、女川町移住支援金に係る住所変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(立入調査等)

第11条 町長は、支援金に係る事業の実施状況及び効果を確認するため、交付者に対し、必要な事項の報告及び資料の提出を求め、又は町職員に關係する場所への立入調査を行わせ、若しくは關係者に質問させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年1月1日から施行し、令和4年度の予算に係る支援金に適用する。
- 2 この訓令は、次年度以降の各年度において、当該支援金に係る予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則（令和5年3月27日訓令甲第16号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の第4条の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に町に転入した者について適用し、施行日前に町に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月31日訓令甲第33号）

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日訓令甲第30号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の改正施行日前に町に転入した者については、なお従前の例による。